

三重大学医学部附属病院受託実習生取扱規程

(趣旨)

第1条 薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする国公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は医療関係団体（以下「養成機関等」という。）の長からの委託により，三重大学医学部附属病院（以下「病院」という。）が当該養成機関等の学生，生徒等の実習を受入れる場合の取り扱いは，この規程の定めるところによる。

(申請及び許可)

- 第2条 養成機関等の長は，学生，生徒等の実習を病院に委託しようとするときは，学生，生徒等の氏名，実習の期間，内容等を記載した書面により病院長に申請するものとする。
- 2 病院長は，前項の規定による申請があったときは，病院の業務に支障のない限り，学生，生徒等の実習を許可することができる。
- 3 実習の期間は，受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

- 第3条 養成機関等の長は，受託実習料として，前条第2項の規定により実習を許可された学生，生徒等（以下「受託実習生」という。）1人につき別に定められた額を別に定める日までに納付しなければならない。
- 2 既納の受託実習料は，返還しない。

(実習)

第4条 受託実習生は，病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(規則等の遵守)

第5条 受託実習生は，病院の諸規則を守らなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第6条 受託実習生が，第4条若しくは第5条の規定に違反し，又は受託実習生として，ふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該受託実習生の実習を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，受託実習生に関して必要な事項は，病院長が定める。

附 則

この規程は，平成16年9月1日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。